

有害使用済機器に対する対策

改正廃棄物処理法で措置

自ら処理の親子会社には両者に責任

(1面からのつづき)

処理基準策定

適正処理の推進とと

社となつてゐるのが、

上等物質を含む「新品」

（も多く使っている雑

適正な保管や処理、輸

環境汚染などへの対策

この改正は
ゼレ改正案とも

ラシクしており、同田

雑品スクラップ等の

用済みの機器(「有害使

「ハサウエイ」に「ハサウエイ」という名前で、これがこの物品の保

國や処分を業として行

知事への届出、処理基

と、処理基準違反があ
った場合等での命令等

府県知事への届出を義務付ける対象は、有害使用済機器を保管または処分する、いわゆる

策定する予定で、政令として公布される。

「中国系など海外の不要品回収ビジネスをやっている業者は、日本

の措置の追加などの措置を講じることになりた。
ここで問題とされては、「家電4品目や小型家電などで通電不可などリユースができないものを想定している。野ざらしの保管や重機などによる破碎行為で有害な重金属などの漏出やプラスチックによる火災などにより実上、家電リサイクル法等を形骸化させる「脱法行為」(無許可の不要品回収業者)による不適切な回収により回収されている使用済み電気電子機器等を想定している。業務用の機器についても対象とするかどうかを今後検討する。

許可を持たずに、一般廃棄物の回収事業を行っている違法な不要品回収業者を無許可営業として厳しく罰する」ととも、ヤード業者への法規制強化とともに、より徹底した対策が必要なところだ。

「なんも」、「夜逃げや直前逃避などいわゆる“どんづら”を比較的やりづらく、一定期間、継続して事業を行わざ

る旨の都道府県知事の認定を受けた場合に、は、その親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親

だし、派出事業者責任は、「親子の両方」にかかる。
一方、特例として一般廃棄物も処理できる。

ての停止命令などだけではなく、一般廃棄物処理施設としても停止命令などができるところを明確にしている。

クルに係る法制度を徹底的に勉強して、(法に抵触しないよう)対策を練っている」(環境

を得ないヤード事業
ターゲットにした形

会社間で産業廃棄物
処理を行うことがで
ることになった。

業廃棄物処理施設に
する停止命令などを
確にされた。